

令和6年度  
第1回  
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和6年6月7日（金） 午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

# 一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

(1) 第 57 期岩手地方最低賃金審議会会長代理の選出について

(2) 令和 6 年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

- ・ 審議日程について
- ・ 実地視察の実施について
- ・ その他

(3) その他

閉 会

令和6年度 第1回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和6年6月7日（金）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元岩手労働委員会 事務局長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス（株） 常務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	栗村 勝行	
	労働基準部	労働基準部長	加藤 大介
		賃金室長	境澤 淳
		賃金室長補佐	五十嵐 由佳子

# 審議会資料一覧

- 資料 1 第57期岩手地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料 2 岩手地方最低賃金審議会規程集
- 資料 3 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（3月提示案）
- 資料 4 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）
- 資料 5 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料 6 実地視察の実施について
- 資料 7-1 「令和6年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長  
岩手地方最低賃金審議会議長あて
- 資料 7-2 「令和6年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長  
岩手労働局長あて
- 資料 8 「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げ  
に関連する労働行政の改善を求める要請」岩手県労働組合連合会など  
岩手労働局長あて
- 資料 9 「令和6年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手県知事  
岩手労働局長、岩手地方最低賃金審議会議長あて
- 資料 10-1 令和6年3月末業務改善助成金申請件数
- 資料 10-2 令和6年4月末業務改善助成金申請件数

## 第57期岩手地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年4月24日現在

区分	ふりがな 氏名	現職	備考
公益代表委員	うねむら あきこ 植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長	
	ごうこん つとむ 郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員	新選任委員
	こんどう しんいち 近藤 信一	岩手県立大学 教授	新選任委員
	さいとう のぶゆき 齋藤 信之	元岩手県労働委員会 事務局長	
	まるやま ひとし 丸山 仁	岩手大学 教授	
労働者代表委員	こすが たかひろ 小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 副事務局長	
	こばやし ひとし 小林 斉	電気連合岩手地域協議会 事務局長	
	ささき まさと 佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長	
	ふじもと まこと 藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長	新選任委員
	やまだ きよあき 山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長	
使用者代表委員	きくち とおる 菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事	
	せがわ ひろあき 瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事	
	ふじた よしお 藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事	
	まつかわ けん 松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役	
	むねかた かねよし 宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事	新選任委員
任期	令和7年3月31日まで		

# 岩手地方最低賃金審議会規程集

岩手労働局労働基準部賃金室

# 目 次

1	運営規程	1
2	専門部会運営規程	4
3	運営小委員会運営要領	6
4	特別小委員会運営要領	8
5	効率化に関する申し合せ事項	10
6	公開に関する事務処理要領	13

※ 「岩手地方最低賃金審議会～」の表記は省略

# 岩手地方最低賃金審議会運営規程

## (規程の目的)

第1条 岩手地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

## (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案についての事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

## (委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

## (会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

## (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書、又は議決書をそれぞれ議事録の写を附してその都度、岩手労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成 12 年 6 月 30 日から施行する。

付則

この規程は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

## 岩手地方最低賃金審議会専門部会運営規程

### (規程の目的)

第1条 岩手地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

### (委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議における発言)

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

### (議事録及び議事要旨)

第5条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあること、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあること、または率直な意見の交換若し

くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、  
部会長は、議事録及び会議の資料を非公開とする。

3 議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に  
基づいて議決を行ったときは、その都度、岩手地方最低賃金審議会  
長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行  
う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、  
専門部会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

付則

この規程は、平成13年6月26日から施行する。

付則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

## 岩手地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

### (設置)

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会運営小委員会」（以下「運営小委員会」という。）を設ける。

### (目的)

第2条 運営小委員会は、最低賃金の審議の効率化及び最低賃金審議予定について検討し、このほか岩手地方最低賃金審議会の要請に基づく事項について検討するものとする。

### (組織)

第3条 運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側2人合計6人とする。

### (運営小委員長)

第4条 運営小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

### (委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を運営小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、運営小委員長の許可を受けなければならない。

### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、運営小委員長及び運営小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運

営小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 運営小委員長は、運営小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、運営小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

## 岩手地方最低賃金審議会特別小委員会運営要領

### (設置)

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会特別小委員会」（以下「特別小委員会」という。）を設ける。

### (目的)

第2条 特別小委員会は、産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討するものとする。

### (組織)

第3条 特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側3人合計9人とする。

### (特別小委員長)

第4条 特別小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

### (委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を特別小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、特別小委員長の許可を受けなければならない。

### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、特別小委員長及び特別小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、特別小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開と

することができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 特別小委員長は、特別小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、特別小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

# 岩手地方最低賃金審議会における最低賃金の 審議の効率化に関する申し合せ事項

平成 15 年 6 月 24 日

平成 20 年 7 月 24 日

改正 平成 29 年 6 月 29 日

## 1 岩手県最低賃金専門部会

- (1) 岩手県最低賃金専門部会は、人数は各側 3 名合計 9 名とする。
- (2) 部会の開催回数は、関係行政機関等の概況説明及び目安の伝達を除き、原則として 3 回以内とする。  
第 1 回目は、部会構成及び関係参考人からの意見聴取並びに前年度における確認事項の検討、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。
- (3) 審議資料としては、岩手労働局が実施する最低賃金に関する基礎調査結果及びその他の既存資料を活用するものとする。
- (4) 目安の伝達、関係行政機関等の概況説明及び最低賃金に関する基礎調査結果説明は、本審議会において行うものとする。
- (5) 最低賃金の改正にあたっては、中央最低賃金審議会より提示された目安を参考にするものとする。

## 2 運営小委員会

- (1) 審議の運営に関する事項を検討する運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は各側 2 名合計 6 名とする。
- (2) 委員会は、最低賃金等の審議の効率化及び最低賃金審議計画について検討し、この外、本審議会から付託された事項について検討するものとする。

## 3 特別小委員会

- (1) 産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討する特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は

原則として各側 3 名合計 9 名とする。

(2) 当該産業の実情について、必要に応じ関係労使等からの意見聴取や実地視察を行うものとする。

(3) 委員会の開催回数は、原則として 2 回以内とする。

第 1 回目は、委員会構成及び必要性審議、第 2 回目は、必要性審議を行うものとする。

#### 4 産業別最低賃金専門部会

(1) 産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う産業別最低賃金専門部会は、人数を各側 3 名合計 9 名とする。

ただし、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各 3 名のうち、原則として少なくとも各側 2 名は、当該決定を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する者をもって充てるものとする。

(2) 部会の開催回数は、原則として 3 回以内とする。

第 1 回目は、部会構成、審議日程の決定及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、審議の状況によっては金額審議を行うものとする。第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

なお、合同により部会を配置する場合は、原則として、第 1 回目は、部会構成、審議日程及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

(3) 関係労使参考人からの意見聴取は行うものとするが、その時期及び手法は専門部会の判断によるものとする。

#### 5 その他

審議日程については、原則として第 1 回専門部会等において決定するものとし、この日程は尊重されるものとする。

(確認事項)

(1) 原則として参考人からの意見聴取は 1 名ずつ行うものとし、この場合他の参考人を同席させることはしない。

(2) 参考人に対しては、あらかじめ聴取事項を書面で通知

するとともに、参考人からの説明の概要について事前に書面で提出していただくよう配慮するものとする。

- (3) 参考人が都合等で出席できない場合は、代理人の出席又は文書による意見の提出ができるものとする。
- (4) 産業別最低賃金の改正の申出のうち、7月までに提出されたものについては、年内発効を目途に審議を進めるものとする。
- (5) 最低賃金法施行規則第11条に基づく公示により提出された意見書の取扱いについては、その内容に応じ該当する専門部会において審議するものとする。

# 岩手地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

平成 15 年 5 月 29 日  
改定 平成 20 年 7 月 24 日  
改定 平成 29 年 6 月 29 日  
改定 令和 元年 5 月 30 日

## 1 趣旨

本要領は、審議会の公正な審議の確保、透明性の確保と個人情報の保護、個人や団体の権利の不当侵害等防止をはかり、審議会の公開と審議会の議事進行を円滑に行うための事務処理要領を定めるものである。

## 2 審議の公開、非公開

法令等により審議で扱う内容が漏えいした場合、守秘義務違反を問われる恐れのある事項を扱う審議及び岩手地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき、「個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」で、審議会長が必要と認めたときは非公開とする。

## 3 事前対応

- (1) 審議会開催の概ね 10 日前に局掲示板及び局ホームページに開催日時、場所、主要議題、傍聴人数を示した募集要領を掲載する。(別添 1 省略)
- (2) 傍聴申込みがあった場合は、傍聴人名簿と傍聴整理券を作成し、傍聴を認めた者には、『傍聴整理券』『審議会傍聴にあたっての遵守事項』を送付する。  
(別添 2、別添 3 省略)
- (3) 申込者多数の場合は、抽選により当選者を決定し、申込者に当落を通知する。  
(別添 4 省略)

## 4 当日の対応

- (1) 審議会場に傍聴人受付と傍聴人席を設ける。
- (2) 受付において傍聴人名簿と傍聴整理券を照合し、傍聴人を傍聴人席に着席させる。
- (3) 遵守事項に反した場合は、遵守事項を再度説明し、その行為を止めさせるか、退去要求を行う。
- (4) 報道機関に対する対応について
  - ① 取材申入れ等の窓口は、事務局（岩手労働局労働基準部賃金室）とし、報道機関担当者をおく。
  - ② 録音機及び写真機・テレビカメラ等の機材を用いた撮影・取材は、審議会開

始直前まで（いわゆる頭撮り）とし、審議会開始後は傍聴のみとする。

- ③ 人数は募集人数の枠外とし、記者席を設けるものとする。
- ④ その他の取扱い及び遵守事項については、一般傍聴人と同様とする。
- ⑤ 報道機関から申入れがあった場合は、審議終了後に取材対応を行う場を設け、原則として事務局が対応する。必要に応じ、了解を得て審議会委員の同席を依頼する場合があるものとする。
- ⑥ 非公開審議について、取材の求めがあった場合は、取材対応の場を設け、事務局において、審議会終了後、個人情報保護、個人や団体の権利の不当侵害防止、円滑な審議の運営に配慮したうえで、議事の要旨を説明する。

公開・非公開関係一覧表（運用）

	議 事	議 事 録	議事要旨
本審（金額審議等を除く）	公 開	公 開	—
本審（金額審議等について）	原則公開	原則公開	公 開
本審（金額審議等を含むものについて）	原則公開	原則公開	公 開
専 門 部 会	非 公 開	非 公 開	公 開
小 委 員 会	原則非公開	原則非公開	公 開

なお、金額審議等とは、実地視察、参考人意見聴取、採決の本審議会、異議申し立てにかかる審議等をいう。

## 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（3月提示案）

令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	(5月17日(金))	(15:00)	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	(5月下旬)		運営小委員会 (必要であれば)	議事の公開等
6月7日(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	(6月7日(金))	(10:00)	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	1日	実地視察	岩泉町、製造業	(6月中旬)	1日	実地視察	地域未定、業種未定
6月30日(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	(7月5日(金))	(13:30)	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)		中央最賃審	目安答申	7月下旬)		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	(8月2日(金))	(13:30)	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	(8月5日(月))	(10:00)	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	13:30	②県最賃専門部会	金額審議	(8月6日(火))	(10:00)	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	16:00	③県最賃専門部会	金額審議	(8月7日(水))	(13:30)	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	13:30	④県最賃専門部会	金額審議 結 審	(8月8日(木))	(13:30)	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	(8月9日(金))	(13:30)	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	10:00	特別小委員会	特定最賃必要性審議	(8月20日(火))	(10:00)	特別小委員会	特定最賃必要性審議等
				(8月21日(水))	(10:00)	特別小委員会 (予備日)	特定最賃必要性審議等
8月24日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	(8月27日(火))	(10:00)	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	(9月27日(金))	(10:00)	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	9:00	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	13:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	9:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	13:30	③自動車	金額審議 結 審			③百貨店	金額審議 結 審
—	—	—	—			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
—	—	—	—			③自動車	金額審議 結 審
10月31日(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	(10月31日(木))	(10:00)	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	13:30	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	(11月18日(月))	(10:00)	第7回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	15:30～	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	(1月24日(金))	(15:30)	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
—	—	—	—	—	—	—	—
3月22日(金)	9:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	(3月21日(金))	(10:00)	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

## 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	5月下旬		運営小委員会 (必要であれば)	議事の公開等
6月7日(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	1日	実地視察	岩泉町、製造業	6月中旬	1日	実地視察	地域未定、業種未定
6月30日(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	13:30	②県最賃専門部会	金額審議	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	16:00	③県最賃専門部会	金額審議	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	13:30	④県最賃専門部会	金額審議 結 審	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	10:00	特別小委員会	特定最賃必要性審議	(9月2日(月))	(10:00)	特別小委員会	特定最賃必要性審議等
				(9月3日(火))	(10:00)	特別小委員会 (予備日)	特定最賃必要性審議等
8月24日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	(9月13日(金))	(10:00)	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	(10月 日( ))	(10:00)	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	9:00	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	13:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	9:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	13:30	③自動車	金額審議 結 審			③百貨店	金額審議 結 審
—	—	—	—			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
—	—	—	—			③自動車	金額審議 結 審
10月31日(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	(11月 日( ))	(10:00)	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	13:30	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	(11月 日( ))	(10:00)	第7回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	15:30～	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	(1月24日(金))	(15:30)	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
—	—	—	—	—	—	—	—
3月22日(金)	9:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	(3月21日(金))	(10:00)	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月28日(月)		11月27日(水)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月13日(水)		12月13日(金)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月17日(木)		11月1日(金)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

## 岩手地方最低賃金審議会委員実地視察 計画概要(案)

日 時： 令和6年6月20日（木）

視 察 先； 白石食品工業株式会社  
株式会社いんべ

事業の概要： 別添調査表のとおり

視察の内容： ・会社概要、業界の業況、価格転嫁の状況、賃金の引き上げの状況等について  
の説明  
・作業内容、施設等の見学  
・使用者、労働者と意見交換

行 程： 8時30分庁舎集合  
↓  
株式会社いんべ本社工場  
↓  
白石食品工業株式会社本社工場  
↓  
庁舎着後・解散（正午頃予定）  
※視察は午前のみ

移動手段： 岩手労働局官用車に分乗



## 岩手地方最低賃金審議会実地視察調査表（案）

事業場の名称 株式会社いんべ本社工場  
 事業場の所在地 盛岡市西仙北一丁目 41-25  
 設立・創立 昭和 35 年 9 月  
 資本金 1800 万円  
 労働者数 正社員 51 名（男 16 名、女 35 名）、パート、契約 90 名  
 代表者役職・氏名 代表取締役社長 印部孝輔  
 事業内容 クリーニング、ユニフォームレンタル、ふとんクリーニング、カーテンクリーニング、ジュータンクリーニング、高級皮革製品・和服クリーニング。フィットネス ※以上、会社年鑑から転記

実地調査項目										
1 経営事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的景況（地域的状況、同業種状況）</li> <li>・当該事業場の操業状況</li> <li>・経営状態（企業収益、人件費率、付加価値に関する事項を含む、価格転嫁の状況）</li> </ul>									
2 労働者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力の需給状況</li> <li>・労働者の構成（性別、年齢別、職種別、基幹的労働者と非基幹的労働者別、常用と臨時・パート・見習別等）</li> <li>・労働者の就業動機等</li> </ul>									
3 賃金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金形態、賃金の額等（上記 2 の労働者の区分に応じた）</li> <li>・賃金改定（ベースアップ等状況）</li> </ul> <p>実施の有無</p> <p>実施した場合の時期                      年      月      日</p> <p>改定状況</p> <table> <tr> <td>額 最高</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>改定に当たっての主な考慮事項</p> <p>(1)世間相場                      (2)企業の業績</p> <p>(3)労働力の確保・定着      (4)物価上昇</p> <p>(5)労使関係の安定              (6)その他（                      ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界の相場水準</li> <li>・初任給（中卒・高卒・大卒）</li> </ul>	額 最高	円	%	最低	円	%	平均	円	%
額 最高	円	%								
最低	円	%								
平均	円	%								
4 作業実態の観察	(以下は委員が記入)									

5 その他視察に当たって経営者又は労働者から寄せられた要望	

## 岩手地方最低賃金審議会実地視察調査表（案）

事業場の名称 白石食品工業株式会社本社工場  
 事業場の所在地 盛岡市黒川 23 地割 70 番地 1  
 設立・創立 昭和 28 年 6 月  
 資本金 1 億円  
 労働者数 正社員 488 名（男 296 名、女 192 名）、パート、契約 307 名  
 代表者役職・氏名 代表取締役社長 白石雄一  
 事業内容 パン和洋菓子の製造販売及びリテイルベーカリーの経営  
 ※以上、会社年鑑から転記

実地調査項目																
1 経営事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的景況（地域的状況、同業種状況）</li> <li>・当該事業場の操業状況</li> <li>・経営状態（企業収益、人件費率、付加価値に関する事項を含む、サプライチェーン、価格転嫁の状況）</li> </ul>															
2 労働者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力の需給状況</li> <li>・労働者の構成（性別、年齢別、職種別、基幹的労働者と非基幹的労働者別、常用と臨時・パート・見習別等）</li> <li>・労働者の就業動機等</li> </ul>															
3 賃金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金形態、賃金の額等（上記 2 の労働者の区分に応じた）</li> <li>・賃金改定（ベースアップ等状況）</li> </ul> <p>実施の有無</p> <p>実施した場合の時期                      年      月      日</p> <p>改定状況</p> <table> <tr> <td>額 最高</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>改定に当たっての主な考慮事項</p> <table> <tr> <td>(1)世間相場</td> <td>(2)企業の業績</td> </tr> <tr> <td>(3)労働力の確保・定着</td> <td>(4)物価上昇</td> </tr> <tr> <td>(5)労使関係の安定</td> <td>(6)その他（                      ）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界の相場水準</li> <li>・初任給（中卒・高卒・大卒）</li> </ul>	額 最高	円	%	最低	円	%	平均	円	%	(1)世間相場	(2)企業の業績	(3)労働力の確保・定着	(4)物価上昇	(5)労使関係の安定	(6)その他（                      ）
額 最高	円	%														
最低	円	%														
平均	円	%														
(1)世間相場	(2)企業の業績															
(3)労働力の確保・定着	(4)物価上昇															
(5)労使関係の安定	(6)その他（                      ）															
4 作業実態の観察	(以下は委員が記入)															

5 その他視察に当たって経営者又は労働者から寄せられた要望	

議 第 252 号

令和6年3月22日

岩手地方最低賃金審議会長

丸 山 仁 様

岩手県議会議長 工 藤 大 輔



意見書の提出について

2月定例会において議決されました意見書を別添のとおり提出いたしますので、これを実現するためお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。



【担当】岩手県議会事務局議事調査課 高橋

電話 019-629-6022

## 令和6年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、労務費の適切な転嫁のための指針の策定、最低賃金の引上げ及びその支援などを盛り込んでいる。さらに、賃上げ促進税制の強化を進めるとともに、中小企業の成長分野への挑戦や生産性向上への支援を含め、賃上げ継続と支援措置を充実するとしている中において、本県の最低賃金は、現在893円と過去最高の39円の引上げとなったものの、全国で単独最下位となっている。

また、隣県や都市部との最低賃金の差が拡大しており、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出が懸念され、人手不足が深刻化する中において、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、深刻化する本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指すとの方針等を踏まえ、早期に1,000円を実現すること。
- 2 令和5年度の岩手県最低賃金の改正では、全国で単独最下位となり、東北地方でも格差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐためにも格差解消を踏まえて審議すること。
- 3 特定最低賃金の改正に当たっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金より高い水準を確保する必要性やこれまでの産業別における経緯等を十分勘案し、受理された申出について審議し改正すること。
- 4 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議員 工藤大輔

岩手地方最低賃金審議会長

丸山 仁 様

議 第 252 号

令和6年3月22日

岩手労働局長

栗 村 勝 行 様

岩手県議会議長 工 藤 大 輔



意見書の提出について

2月定例会において議決されました意見書を別添のとおり提出いたしますので、これを  
実現するためお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。



【担当】岩手県議会事務局議事調査課 高橋

電話 019-629-6022

## 令和6年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、労務費の適切な転嫁のための指針の策定、最低賃金の引上げ及びその支援などを盛り込んでいる。さらに、賃上げ促進税制の強化を進めるとともに、中小企業の成長分野への挑戦や生産性向上への支援を含め、賃上げ継続と支援措置を充実するとしている中において、本県の最低賃金は、現在893円と過去最高の39円の引上げとなったものの、全国で単独最下位となっている。

また、隣県や都市部との最低賃金の差が拡大しており、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出が懸念され、人手不足が深刻化する中において、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、深刻化する本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指すとの方針等を踏まえ、早期に1,000円を実現すること。
- 2 令和5年度の岩手県最低賃金の改正では、全国で単独最下位となり、東北地方でも格差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐためにも格差解消を踏まえて審議すること。
- 3 特定最低賃金の改正に当たっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金より高い水準を確保する必要性やこれまでの産業別における経緯等を十分勘案し、受理された申出について審議し改正すること。
- 4 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議員 工藤大輔

岩手労働局長

栗村勝行様

2024年5月27日

岩手労働局

局長 栗村 勝行 様

全労連東北地方協議会

議長 越後屋建一

全労連北海道地方協議会

議長 三上 友衛

岩手県労働組

議長 中

## 最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、物価上昇のなかで国民の暮らし、中小零細企業を中心に大きな打撃を与えています。

燃料高騰と物価上昇の下で日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2023年の改定では、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円の目安が示され、各地方での審議の結果、本県は893円となって全国で単独の最下位となりました。最も高い東京都は時給1,113円で、岩手県と東京都では時間あたり220円もの格差があります。これでは毎日8時間働いても月12万~15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方からいっそう人が都市部に移り住み人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊をする大きな要因となっています。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退を食い止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援拡充し、待ったなしの課題です。

全国労働組合総連合（以下全労連という）と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間の格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。この水準は何処の都道府県においてもほぼ同額の水準です。労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の前原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

全労連は、格差のない最低賃金「全国一律最低賃金制度」の法改正をめざして運動を展開しています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。価格転嫁の推進や政府による助成制度や融資、仕事起こしや下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールの確立が必要です。

労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経

済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にすると明記されています。

政府による助成や融資の拡充を図るため大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を引上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、強い経済を作ることにつながると考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

## 記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮することや、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1500 円」以上の実現、そして「時間額 1700 円」をめざし大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすことを内容とする、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金を引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
5. とりわけ、コロナ禍によって明らかになった国民生活にとって不可欠な社会機能を維持しているエッセンシャルワーカーの生計改善につながるよう最低賃金を引き上げること。
6. 最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、審議会の公開と傍聴の継続と審議会委員に配布される資料を引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

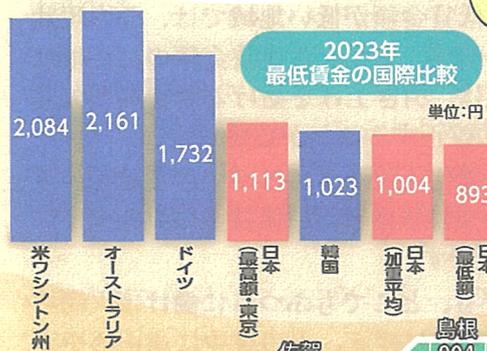
以上

# 最低賃金

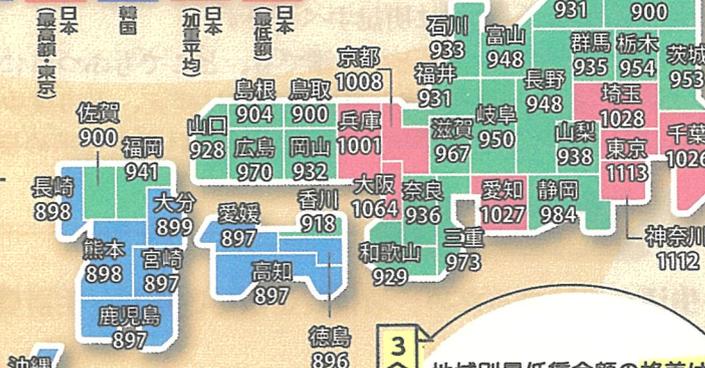
賃金の最低ベースが違うのは本当におかしい!!

## 物価高騰から暮らしをまもる大幅引き上げと 全国一律制度に変えよう

1 日本の最低賃金額は過去最高の引き上げと報道されている。けれど、先進国の水準に追いついていないんだ。先進国では1,500円以上が当たり前。



2 日本は地域別に最賃が違うけれど、単身の若者がまともに暮らしていくためには都市でも地方でも時給1,500円以上必要。



# 最低賃金全国一律制度への法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 請願趣旨

最低賃金は2023年の改定によって加重平均1,004円となりました。加重平均を上回る地方は7つしかなく、最高額の東京（1,113円）と最低額の県（893円）との差は220円（19.8%）です。地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

政府が2015年より掲げてきた目標がようやく達成されたこととなりますが、私たちが全国28の都道府県（4万8千人超）で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることが明らかになっています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。そのため、地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

最低賃金法を改正し、「全国一律1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

## 請願項目

- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏名	住所
	都道府県

※氏名・住所欄は「〃」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。  
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報が利用されることはありません。

東北地方最低生計費試算調査結果総括表の比較

都道府県名 自治体名 性別	2016年		2022年		2016年		2022年		2016年		2022年		2016年		2022年	
	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	
岩手県	162,589	179,522	110.4%	16,933	110.4%	163,216	182,825	19,609	112.0%	173,997	186,717	12,720	107.3%			
盛岡市	39,977	46,583	116.5%	6,606	116.5%	40,133	47,235	7,102	117.7%	40,083	47,242	7,159	117.9%			
秋田県	26,000	33,000	126.9%	7,000	126.9%	29,000	35,000	6,000	120.7%	35,000	37,000	2,000	105.7%			
秋田市	8,076	10,406	128.9%	2,330	128.9%	8,260	10,687	2,427	129.4%	9,024	11,614	2,590	128.7%			
最賃ランク	3,664	4,066	111.0%	402	111.0%	3,479	3,841	382	110.4%	4,216	3,932	284	93.3%			
消費支出	6,514	6,885	105.7%	371	105.7%	6,626	6,901	275	104.2%	6,501	7,144	643	109.9%			
食費	2,596	2,604	100.3%	8	100.3%	2,596	2,690	94	103.6%	2,596	2,636	40	101.5%			
住居費	38,342	36,150	94.3%	-2,192	94.3%	35,710	36,114	404	101.1%	39,697	36,057	-3,640	90.8%			
水道・光熱	17,950	19,599	109.2%	1,649	109.2%	18,093	20,286	2,193	112.1%	17,533	19,988	2,455	114.0%			
家具・家事用品	19,470	20,138	103.4%	668	103.4%	19,319	20,072	753	103.9%	19,347	20,105	758	103.9%			
被服・履物	37,294	52,112	139.7%	14,818	139.7%	37,428	52,555	15,127	140.4%	37,367	52,686	15,319	141.0%			
保険医療	16,200	17,900	110.5%	1,700	110.5%	16,300	18,200	1,900	111.7%	17,300	18,600	1,300	107.5%			
交通・通信	178,789	197,422	110.4%	18,633	110.4%	179,516	201,025	21,509	112.0%	191,297	205,317	14,020	107.3%			
教養・娯楽	216,083	249,534	115.5%	33,451	115.5%	216,944	253,580	36,636	116.9%	228,664	258,003	29,339	112.8%			
その他	2,592,996	2,994,408	115.5%	401,412	115.5%	2,603,328	3,042,960	439,632	116.9%	2,743,968	3,096,036	352,068	112.8%			
非消費支出	1,243	1,436	115.5%	193	115.5%	1,248	1,459	211	116.9%	1,316	1,484	168	112.8%			
予備費	1,441	1,684	115.5%	223	115.5%	1,446	1,691	245	116.9%	1,524	1,720	196	112.9%			
最低生計費 (月額)																
必要最低賃金額A(173.8時間換算)																
必要最低賃金額B(150時間換算)																

都道府県名 自治体名 性別	2016年		2022年		2016年		2022年		2016年		2022年		2016年		2022年	
	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	消費支出	増減額	増減比	
福島県	166,317	181,425	109.1%	15,108	109.1%	167,016	183,708	16,692	110.0%	167,952	183,513	15,561	109.3%			
山形県	40,032	46,605	116.4%	6,573	116.4%	40,017	47,226	7,209	118.0%	40,703	47,442	6,739	116.6%			
山形市	30,000	34,000	113.3%	4,000	113.3%	30,000	35,000	5,000	116.7%	32,000	36,000	4,000	112.5%			
最賃ランク	8,695	10,878	125.1%	2,183	125.1%	8,686	11,068	2,382	127.4%	8,715	10,903	2,188	125.1%			
消費支出	3,905	4,321	110.7%	416	110.7%	3,821	4,150	329	108.6%	3,509	3,893	384	110.9%			
食費	5,628	6,131	108.9%	503	108.9%	7,095	7,709	614	108.7%	6,225	6,506	281	104.5%			
住居費	2,596	2,682	103.3%	86	103.3%	2,596	2,682	86	103.3%	2,596	2,617	21	100.8%			
水道・光熱	37,634	36,022	95.7%	-1,612	95.7%	38,342	36,103	-2,239	94.2%	37,028	36,234	-794	97.9%			
家具・家事用品	17,057	19,089	111.9%	2,032	111.9%	17,126	19,512	2,386	113.9%	17,726	19,796	2,070	111.7%			
被服・履物	20,770	21,696	104.5%	926	104.5%	19,333	20,257	924	104.8%	19,450	20,123	673	103.5%			
保険医療	37,367	53,041	141.9%	15,674	141.9%	37,375	57,998	20,623	155.2%	37,320	53,531	16,211	143.4%			
交通・通信	16,600	18,100	109.0%	1,500	109.0%	16,700	18,300	1,600	109.6%	16,700	18,300	1,600	109.6%			
教養・娯楽	182,917	199,525	109.1%	16,608	109.1%	183,716	202,008	18,292	110.0%	184,652	201,813	17,161	109.3%			
その他	220,284	252,566	114.7%	32,282	114.7%	221,091	260,006	38,915	117.6%	221,972	255,344	33,372	115.0%			
非消費支出	2,643,408	3,030,792	114.7%	387,384	114.7%	2,653,092	3,120,072	466,980	117.6%	2,663,664	3,064,128	400,464	115.0%			
予備費	1,267	1,453	114.7%	186	114.7%	1,272	1,496	224	117.6%	1,277	1,469	192	115.0%			
最低生計費 (月額)	1,469	1,684	114.6%	215	114.6%	1,474	1,733	259	117.6%	1,480	1,702	222	115.0%			
必要最低賃金額A(173.8時間換算)																
必要最低賃金額B(150時間換算)																



最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2023年1月現在

都道府県名 自治体名 購買ラング/性別	新潟県		長野県		岐阜県		静岡県		愛知県		京都府		大阪府		兵庫県		岡山県		広島県		山口県	
	新潟市 C	長野市 B	岐阜市 C	静岡市 A	名古屋市 A	豊橋市 A	京都市 A	大阪市 A	神戸市 C	岡山市 C	広島市 B	山口市 C	男性/A	女性/A	男性/B	女性/B	男性/C	女性/C	男性/B	女性/B	男性/C	女性/C
消費支出	177,018	183,113	176,737	181,897	180,960	163,213	172,231	175,640	173,494	170,952	169,919	175,940	169,919	180,404	162,021	174,873	175,795	174,873	162,021	174,873	175,795	174,873
食費	39,597	41,323	44,872	40,253	34,240	38,457	44,441	35,347	43,727	35,087	35,866	44,208	35,866	40,333	35,768	36,886	29,181	40,333	35,768	36,886	29,181	36,886
住居費	36,000	40,625	38,000	38,000	38,000	45,000	41,667	41,667	48,000	48,000	46,000	46,000	46,000	35,417	37,000	33,000	33,000	35,417	37,000	33,000	33,000	33,000
水道・光熱	11,064	7,298	7,874	7,559	6,594	6,551	7,510	8,434	5,091	6,609	6,841	7,301	6,841	7,273	8,958	7,245	11,446	7,273	8,958	7,245	11,446	7,245
家具・家事用品	3,765	4,342	3,058	3,883	4,124	3,800	3,798	3,836	3,922	3,780	3,693	3,972	4,477	4,032	3,677	4,168	4,125	4,032	3,677	4,168	4,125	4,168
衣服・履物	6,951	7,522	7,748	7,521	4,295	8,406	8,272	5,921	4,247	8,756	8,249	5,594	4,308	6,575	7,170	6,654	5,852	6,575	7,170	6,654	5,852	6,654
医療費	4,188	1,026	1,501	3,255	4,516	2,186	2,186	1,137	2,733	4,107	6,513	2,106	2,106	1,094	6,372	1,091	2,345	1,094	6,372	1,091	2,345	2,345
交通・通信	40,335	29,359	34,893	43,356	43,167	19,082	40,639	18,812	18,812	13,469	12,567	17,702	16,431	33,384	12,484	40,417	40,417	33,384	12,484	40,417	40,417	40,417
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	14,970	26,393	20,390	18,408	22,034	17,745	17,521	27,510	27,531	25,553	25,604	29,512	29,512	25,454	26,856	25,749	24,881	25,454	26,856	25,749	24,881	24,881
その他	18,148	25,225	18,301	19,662	23,989	21,217	21,847	33,147	21,011	24,820	24,820	19,547	24,275	26,842	13,756	19,663	24,538	26,842	13,756	19,663	24,538	24,538
消費支出	47,287	53,399	53,422	46,662	46,662	47,562	47,829	49,595	49,595	54,157	54,157	50,492	50,492	50,107	43,638	49,467	49,467	50,107	43,638	49,467	49,467	49,467
非消費支出	19,54%	20,96%	21,56%	18,92%	19,00%	20,96%	20,95%	20,18%	20,43%	22,11%	22,37%	20,70%	21,28%	20,16%	20,78%	18,19%	20,36%	20,16%	20,78%	18,19%	20,36%	20,36%
非消費割合	17,700	18,300	17,600	18,100	18,000	16,300	17,200	17,800	17,500	17,300	17,000	17,500	16,900	18,000	15,132	17,400	17,500	18,000	15,132	17,400	17,500	17,500
予備費	194,718	201,413	194,337	198,997	198,860	179,513	189,431	196,190	193,140	190,794	187,952	193,440	186,819	198,404	167,153	192,273	193,295	198,404	167,153	192,273	193,295	193,295
税戻	242,005	254,812	247,759	246,659	245,622	226,945	237,260	245,785	242,735	244,951	242,109	243,932	237,311	248,511	210,991	241,740	242,762	248,511	210,991	241,740	242,762	242,762
年額(税込)	2,804,860	3,057,744	2,973,108	2,959,908	2,947,464	2,723,340	2,847,120	2,949,420	2,912,820	2,939,412	2,905,308	2,827,084	2,847,732	2,882,132	2,531,692	2,900,880	2,813,144	2,882,132	2,531,692	2,900,880	2,813,144	2,813,144
月150時間換算	1,613	1,699	1,652	1,644	1,637	1,513	1,582	1,639	1,618	1,633	1,614	1,626	1,582	1,657	1,407	1,612	1,618	1,657	1,407	1,612	1,618	1,618
月155時間換算	1,561	1,644	1,598	1,591	1,585	1,464	1,531	1,586	1,566	1,560	1,562	1,574	1,531	1,603	1,361	1,560	1,566	1,603	1,361	1,560	1,566	1,566
173.8時間換算	1,392	1,466	1,426	1,419	1,413	1,306	1,365	1,414	1,397	1,409	1,393	1,404	1,385	1,430	1,214	1,391	1,397	1,430	1,214	1,391	1,397	1,397
2022年10月改定数(月額)	890	908	910	944	944	986	968	968	1023	1023	960	960	892	930	888	888	888	892	930	888	888	888
調査実施時期	2015年12月	2020年7月	2023年1月	2015年12月	2015年12月	2016年2月	2019年4月	2019年4月	2022年1月	2022年1月	2022年6月	2022年6月	2020年7月	2016年1月	2016年1月	2019年4月	2019年4月	2020年7月	2016年1月	2016年1月	2019年4月	2019年4月
若年単身者サンプル数	74	748	38	195	195	217	412	412	634	634	112	112	265	70	167	167	167	265	70	167	167	167
全体サンプル数	715	3,686	1,046	1,670	1,670	999	4,745	4,745	9,501	9,501	757	757	3,675	455	2,029	2,029	2,029	3,675	455	2,029	2,029	2,029

最低生計費試算調査・総括表

表：全芳連 最低生計費試算調査PT 2023年1月現在

都道府県名 自治体名 調査ランク/性別	高知県		福岡県		北九州市		佐賀県		福岡県		福岡県		大分県		鹿児島県		沖縄県		
	高知市		福岡市		C		佐賀市		福岡市		福岡市		大分市		鹿児島市		那覇市		
	D/男性	D/女性	C/男性	C/女性	D/男性	D/女性													
消費支出	183,888	184,283	161,660	169,945	184,363	178,127	178,887	188,907	187,077	191,848	176,643	176,056	179,439	182,095	179,439	176,056	179,439	182,095	
食費	45,423	37,054	43,686	32,657	44,101	39,025	30,274	39,434	42,755	35,765	39,941	31,445	41,268	33,200	31,445	41,268	33,200	38,468	
住居費	33,000	33,000	32,000	32,000	30,000	34,500	34,500	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	36,458	38,468	34,000	36,458	38,468	38,468	
水道・光熱	8,710	10,380	7,722	9,184	7,743	8,150	9,694	8,109	7,877	7,560	8,101	9,636	8,764	10,424	8,101	9,636	8,764	10,424	
家具・家電用品	3,247	3,707	3,697	4,090	3,697	3,561	3,911	3,797	4,226	5,394	3,401	3,779	3,826	3,851	3,401	3,779	3,826	3,851	
被服・贈物	6,638	8,223	7,108	8,661	7,108	5,835	5,111	7,092	4,478	8,996	5,680	6,733	5,021	3,339	5,680	6,733	5,021	3,339	
保健医療	1,506	868	1,168	3,729	1,162	1,184	3,779	1,174	2,248	3,574	1,181	3,788	1,142	3,643	1,181	3,788	1,142	3,643	
交通・通信	37,467	33,923	16,613	21,188	41,686	41,656	41,856	15,649	36,302	36,142	39,469	39,469	33,794	33,794	39,469	39,469	33,794	33,794	
教養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養・娯楽	26,070	25,761	24,739	25,191	24,739	25,964	25,976	23,327	26,635	26,635	21,257	22,302	25,177	25,177	21,257	22,302	25,177	25,177	
その他	21,627	31,367	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,165	23,873	28,545	23,813	26,924	23,548	32,209	23,813	26,924	23,548	32,209	
非消費支出	47,711	47,711	49,776	49,776	49,776	46,045	46,045	43,655	53,037	53,037	43,115	43,115	48,977	48,977	43,115	43,115	48,977	48,977	
非消費額比率	19.11%	19.05%	21.88%	21.04%	19.71%	19.03%	18.97%	19.42%	20.48%	20.08%	18.15%	18.04%	19.86%	19.65%	18.15%	18.04%	19.86%	19.65%	19.65%
予備費	18,300	18,400	16,100	16,900	18,400	17,800	17,800	16,400	18,700	18,700	17,600	17,600	17,900	18,200	17,600	17,600	17,900	18,200	
預貯金	201,988	202,683	177,760	186,845	202,763	195,927	196,687	181,137	205,777	211,048	194,443	195,856	197,339	200,295	194,443	195,856	197,339	200,295	
借入金	249,699	250,394	227,536	236,621	252,539	241,972	242,732	224,792	258,814	264,085	237,558	236,971	246,316	249,272	237,558	236,971	246,316	249,272	
年額(税込)	2,996,388	3,004,728	2,730,432	2,839,452	3,030,468	2,903,864	2,912,784	2,697,504	3,105,768	3,169,020	2,850,696	2,867,652	2,955,792	2,991,264	2,850,696	2,867,652	2,955,792	2,991,264	
月150時間換算	1,665	1,669	1,517	1,577	1,684	1,613	1,618	1,499	1,725	1,761	1,584	1,593	1,642	1,662	1,584	1,593	1,642	1,662	
月155時間換算	1,611	1,615	1,468	1,527	1,629	1,561	1,566	1,480	1,670	1,704	1,533	1,542	1,589	1,608	1,533	1,542	1,589	1,608	
173.6時間換算	1,437	1,441	1,309	1,361	1,453	1,392	1,397	1,293	1,489	1,519	1,387	1,375	1,417	1,434	1,387	1,375	1,417	1,434	
2022年10月改定換算額	853		900	853	853	853	853	853	854	853	853	853	853	853	853	853	853	853	
調査実施時期	2022年6月		2018年4月		2019年4月	2019年12月	2019年4月	2019年4月	2021年6月	2021年6月	2019年4月	2019年4月	2020年7月		2019年4月	2019年4月	2020年7月		
若年単身者サンプル数	94		267		141	111	141	109	158	158	158	158	84		158	158	84		
全体サンプル数	969		3,000		805	805	805	1,483	1,483	1,483	1,621	1,621	962		1,621	1,621	962		

# 岩手県の最低賃金を1,500円に引き上げた時の 経済波及効果試算の分析結果・中間報告

いわて労連・いわてパート臨時労組連絡会(22.05.22)

## ～分析結果の概要～

### 時給1,500円への引き上げによって

- ① 県内最終需要が1,397億円増加する。
- ② 県内生産が1,325億円拡大する。
- ③ 付加価値額が866億円増加する。
- ④ 雇用が9,114人増加する。
- ⑤ 税収が国・地方合わせて166億円増加する。

## 県内の1,500円以下で働く労働者数

**30万人**

**県内労働者の約56%**

1500円以下は29万7千人、総労働者数52万7千人(公務含)で試算。  
「最賃1,500円」、「全国一律最賃制度確立」は、県内で働く6割の労働者の賃金を底上げする運動ということ。

**最低賃金1,500円に引き上げた時の総賃金増加額**

**2,077億円**

岩手県22年度当初予算7,922億円の16.7%に相当  
法定福利費は288億円増

**家計消費支出の増加額**

**1,397億円**

消費にしめる割合は67.26%で試算

県内の生産誘発額

**1,325億円**

県内付加価値誘発額

**866億円**

(参考)

県総生産4兆7,396億円(2018年・名目)の1.83%

県内雇用誘発人数

**9,114人**

税収増

**166億円**

**(国・103億円、地方・63億円)**

付加価値誘発額×(国税11.9%+地方税7.3%=19.2%)の試算

## ● 試算方法について

- ・ 静岡県労働研究所（2021年）の試算を参考に、岩手県で公表している経済波及効果分析ツールを使用して試算した。入力数値は厚労省、県統計課などから入手した。
- ・ 一部公開されていないデータは統計か厚労省の担当課から入手した。
- ・ 静岡では先行する愛知、福岡での試算を参考に3パターンの試算を行い、平均値を導いている。おおまかな特徴は以下のとおり。
  - (A) 民間 + 公務員 (愛知型)
  - (B) 民間 + 公務員 (労働時間を一般と短時間で分けて計算) (静岡型)
  - (C) 民間 + 会計年度任用職員 (福岡型)
- ・ 岩手でも同様に3パターン計算してみた。下表は岩手の数値。
- ・ 静岡の場合は  $A > C > B$  という結果だった。岩手の場合は  $A > B > C$  となった。公務員比率の違いやそもそもの賃金水準の低さなどの反映か。

### (A),(B),(C)3通りの方法で試算した結果の概要

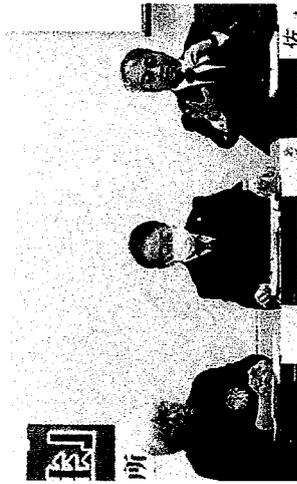
内 容	試算結果			単 位	
	A	B	C		平 均
1,500円未満の労働者数	310,684	310,684	270,860	297,409	人
最賃1,500円に引き上げた時の総賃金増加額	2,218	2,079	1,934	2,077	
家計消費支出の増加額	1,492	1,398	1,301	1,397	億円
岩手県内生産誘発額	1,415	1,326	1,234	1,325	
岩手県内付加価値誘発額	925	867	807	866	
岩手県内雇用誘発人数	9,735	9,123	8,485	9,114	人
企業の法定福利費増加分	313	293	259	288	億円
国と地方の税収増	178	166	155	166	

### 「格差なくすなら全国一律」

#### 岩手で最賃シンポ 最賃審労働者側委員が表明

今年度の地域別最賃額が全国最下位となったことを受けて、NPO法人岩手地域総合研究所が11月26日、岩手の最賃を考えるシンポジウムを盛岡市内で開いた。岩手地方最賃金審議会で労働者側委員を務める佐々木正人・連合岩手副事務局長は、個人的見解と前置きしたうえで「極論をいうと(地域間)格差をなくすなら全国一律だ」と語った。

同研究所は、岩手地方最賃審の公益、労使の委員に参加を呼びかけ、公益を除く労使の代表が応じた。使用者側は岩手県中小企業団体中央会の瀬川浩昭専務理



佐々木正人、連合岩手の佐々木正人副事務局長は、人材確保さえままならない岩手の現状を指摘。地域間格差是正のための抜本的な対策が必要と強調した(右、11月26日、盛岡市内)

事が参加した。

連合岩手の佐々木副事務局長は、最賃額の地域間格差が若者の人口流失を招いていると資料を示しながら説明。「人への投資」といわれるが、人材確保さえままならない岩手の現状に危機感をあらわにした。

個人的見解と前置きした上で、「極論をいうと(地域間)格差をなくすなら全国一律だ」と主張。「中央最賃審で格差をなくすためにしっかり審議して、全国一律の地域別最賃の在り方を議論していかなければ、格差は広がっていくのではないか」と述べた。

最賃の水準については、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を試算した「連合リビング・ウェイジ」(岩手は1020円・自動車保有の場合1333円・2022年改定)と地域別最賃額との差を示し、「岩手は(リビング・ウェイジの数値に)まだまだ遠い」と強調した。

いわて労連の中村健事務局長は「今の最賃制度は格差を温存する構造になっている。全国一律に早くすべき」と主張した。

### 地方回帰に期待

シンポジウム後に佐々木副事務局長に全国一律制の発言の真意を聞いた。

○

最賃の格差是正に向けて取り組んでいるが、(最賃額の東京に)追いつくのは難しい。一方で、同じ労働をしているのに地域によって最賃が違うのはおかしいと思う。極論をいうと、中央で一括で(最賃額を)決めれば格差はなくなる。地域の経済力が違うのは理解しているが、そうになると格差はいつまでも生じ続ける。全国一律になれば首都圏から地方に労働人口が戻る動きが始まるのではないか。そのためにも小企業でも活用しやすい政府の中小企業支援策が必要だ。地方最賃審は特定最賃の新設・改定のために今後も役割を果たすべき。(談)

## 二コース抄録

2.9%の上昇

### 10月の消費者物価指数

総務省が11月24日、10月の消費者物価指数(2020年=100)を発表した。価格の変動の大きい生鮮食品を除く総合指数は106.4で、前年同月比2.9%の上昇となった。前月比0.1ポイントの上昇。4カ月ぶりに上昇率が拡大した。

食料の前年同月比の上昇率が依然高い。トマト(41.3%)など生鮮野菜が18.6%、調理カレー(16.4%)など調理食品が8.1%、牛乳(19.8%)など乳卵類が19.2%、りんご(29.4%)など生鮮果物16.9%、アイスクリーム(12.1%)など菓子類が10.5%。そのほか通信料(携帯電話)は10.9%、宿泊料は42.6%もの上昇となっている。



令和6年3月22日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
中央最低賃金審議会長

様

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議員 工藤大輔

#### 最低賃金改正等に関する意見書

勤労者の労働条件の改善のため、最低賃金の引上げ及び中小企業に対する支援の充実について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、労務費の適切な転嫁のための指針の策定、最低賃金の引上げ及びその支援などを盛り込んでいる。さらに、賃上げ促進税制の強化を進めるとともに、中小企業の成長分野への挑戦や生産性向上への支援を含め、賃上げ継続と支援措置を充実するとしている中であって、本県の最低賃金は、現在893円と過去最高の39円の引上げとなったものの、全国で単独最下位となっている。

また、隣県や都市部との最低賃金の差が拡大しており、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出が懸念され、人手不足が深刻化する中であって、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

これらの課題に対応するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分を進めるとともに中小企業が経営基盤を強化し、賃上げ原資を確保することが重要であり、国による積極的な関与が必要である。

よって、国においては、最低賃金の引上げ及び中小企業に対する支援の充実について、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 1 最低賃金に関し、次の事項を改善すること。

全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

2 以下の制度改正を行うこと。

最低賃金の引上げ及びコロナ禍を克服して経営が継続できるよう中小企業振興策を拡充するとともに、中小企業の負担を軽減するための直接支援として、賃金助成制度並びに中小企業の社会保険料負担や税減免制度等を創設すること。

3 生活困窮から抜け出せない働く全ての労働者の処遇改善と、現下における原材料の高騰、物価高などの克服のための価格転嫁円滑化など、中小企業、小規模事業者に対する実効性ある支援制度の充実と利用促進のため周知の強化を図り、安全で安心な暮らしの実現にむけ対策を講ずること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

岩手労働局長 }  
岩手地方最低賃金審議会長 } 様

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議長 工藤大輔

### 令和6年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集団的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、労務費の適切な転嫁のための指針の策定、最低賃金の引上げ及びその支援などを盛り込んでいる。さらに、賃上げ促進税制の強化を進めるとともに、中小企業の成長分野への挑戦や生産性向上への支援を含め、賃上げ継続と支援措置を充実するとしている中であって、本県の最低賃金は、現在893円と過去最高の39円の引上げとなったものの、全国で単独最下位となっている。

また、隣県や都市部との最低賃金の差が拡大しており、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出が懸念され、人手不足が深刻化する中であって、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和6年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、深刻化する本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指すとの方針等を踏まえ、早期に1,000円を実現すること。
- 2 令和5年度の岩手県最低賃金の改正では、全国で単独最下位となり、東北地方でも格差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐためにも格差解消を踏まえて審議すること。
- 3 特定最低賃金の改正に当たっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金より高い水準を確保する必要性やこれまでの産業別における経緯等を十分勘案し、受理された申出について審議し改正すること。

- 4 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。  
上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

# 物価高騰対策 賃上げ支援金

50円以上

従業員1人あたり**5万円** 最大  
20人分 を支給します。

申請受付10,000人超えました

支援金についてのお問い合わせはこちらの電話番号をお願いします。

更新情報

2024/2/5

申請受付を開始しました。

2024/1/29

ホームページオープンしました。

## 概要

給付金の  
支給額

従業員1人当たり**5万円**、最大20人分  
(1事業所当たり最大100万円)

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等。

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。

<法人の場合>

法人ごとに1申請までとなります。

法人番号単位での申請が必要となりますので、

・店舗ごとに法人番号を取得されている場合は、店舗ごとに申請をお願いいたします。

・複数店舗を1つの法人番号で管理されている場合は、まとめて申請をお願いいたします。

※岩手県外の事業所については対象外となりますのでご注意ください。

<法人番号を持たない個人事業主の場合>

申請は1事業者につき1度のみとなります。

複数店舗を経営している個人事業主の場合には、まとめて申請をお願いいたします。

## 給付要件

### ①賃上げの対象時期

令和5年4月1日から令和6年9月30日まで  
(賃金の支給が令和6年10月以降となったものを含む)

### ②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。  
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

### ③賃上げ額

(ア)対象時期において、従業員の賃金を前年同月額と比較して**1時間当たり50円以上引き上げ**ていること。

(イ)最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

### ④その他

引き上げ後の賃金水準を**1年間継続**すること。

## 受付開始

令和6年 **2月5日(月)**

## 給付上限

岩手県全体で**40,000人**を上限とし、**上限に達し次第終了**します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和6年11月15日(金)で受け付け終了とします。

## 本制度の詳細はこちらをご確認ください

募集要項 [PDF]

申請様式 [PDF,Excel]

リーフレット  
(概要) [PDF]

リーフレット  
(活用例) [PDF]

オンライン申請  
マニュアル [PDF]

郵送申請  
マニュアル [PDF]

時間給計算シートはこちら  
[Excel]

物価高騰対策賃上げ支援金の直近の申請状況と特徴について

1 申請状況

【5月6日時点の支給申請・支給実績】

- ・ 申請 1,586 件、593,350 千円 (11,867 人)
- ・ 支給実績 280 件、107,350 千円

※ 5月16日振込予定までを含めると、389件、146,650千円

2 申請の特徴

(1) 形態別

法人：1,392 事業者

個人事業主：194 事業者

(2) 従業員数別

従業員数	1~4	5~20	21~50	51~100	101~	不明 (確認中)	合計
事業者数 (者)	348	727	287	128	94	2	1,586
割合 (%)	22%	46%	18%	8%	6%	0%	100%

(3) 業種別

業種	事業者数	割合
農業	34	2.1%
漁業	2	0.1%
鉱業・採石業・砂利採取業	4	0.3%
建設業	311	19.6%
製造業	281	17.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.6%
情報通信業	24	1.5%
運輸業・郵便業	47	3.0%
卸売業・小売業	242	15.3%
金融業・保険業	17	1.1%
不動産業	17	1.1%
学術研究・専門・技術サービス業	74	4.7%
宿泊業・飲食サービス業	94	5.9%
生活関連サービス業・娯楽業	55	3.5%
教育・学習支援業	9	0.6%
医療・福祉	199	12.5%
複合サービス事業	5	0.3%
サービス業(他に分類されないもの)	146	9.2%
公務(他に分類されるものを除く)	2	0.1%
分類不能の産業	8	0.5%
不明 (確認中)	6	0.4%
合計	1586	100.0%

## (4) 地域別

		事業所数	割合
県央	盛岡市	424	26.7%
	八幡平市	25	1.6%
	雫石町	14	0.9%
	葛巻町	6	0.4%
	岩手町	12	0.8%
	滝沢市	45	2.8%
	紫波町	39	2.5%
	矢巾町	54	3.4%
	県央圏域 計		619
県南	花巻市	150	9.5%
	遠野市	29	1.8%
	北上市	106	6.7%
	西和賀町	3	0.2%
	奥州市	194	12.2%
	金ヶ崎町	14	0.9%
	一関市	160	10.1%
	平泉町	7	0.4%
県南圏域 計		663	41.8%

		事業所数	割合
沿岸	大船渡市	52	3.3%
	陸前高田市	20	1.3%
	住田町	5	0.3%
	釜石市	25	1.6%
	大槌町	7	0.4%
	宮古市	40	2.5%
	山田町	17	1.1%
	岩泉町	8	0.5%
	田野畑村	3	0.2%
	沿岸圏域 計		177
県北	久慈市	35	2.2%
	普代村	0	0.0%
	野田村	1	0.1%
	洋野町	11	0.7%
	二戸市	27	1.7%
	軽米町	3	0.2%
	九戸村	1	0.1%
	一戸町	14	0.9%
	県北圏域 計		92
県外		35	2.2%
合計		1586	100.0%

【担当：労働課長 菅原 内線 5580】

令和6年3月22日公表

## エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査

(令和6年2月分)

1 調査時点  
令和6年2月29日

2 調査対象  
県内の商工会議所及び商工会の会員の約2%を調査対象として抽出

3 調査方法  
各商工会議所及び商工会が調査票の配付又は聴き取りにより実施

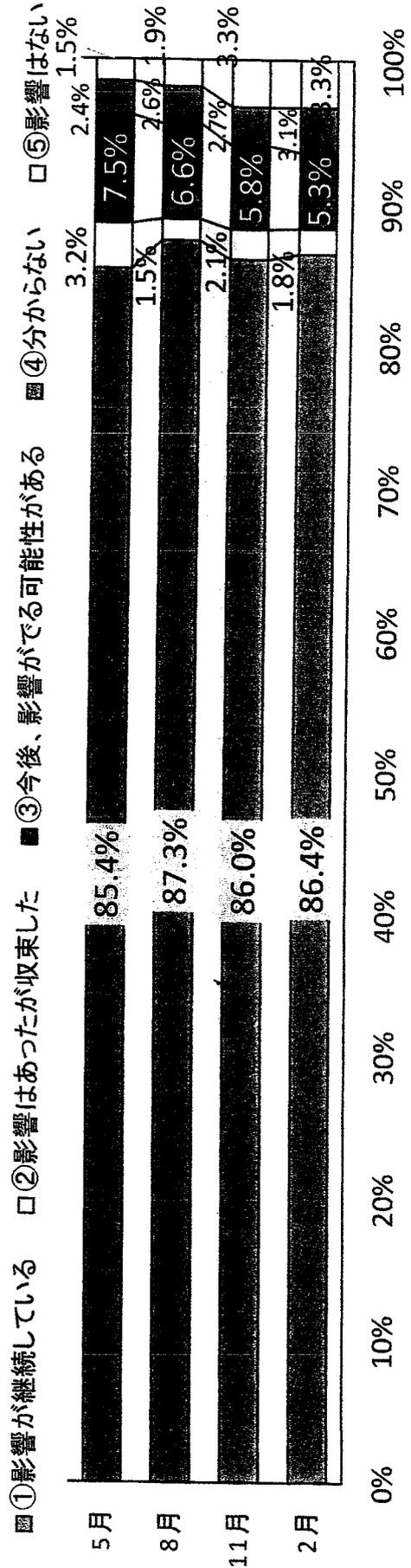
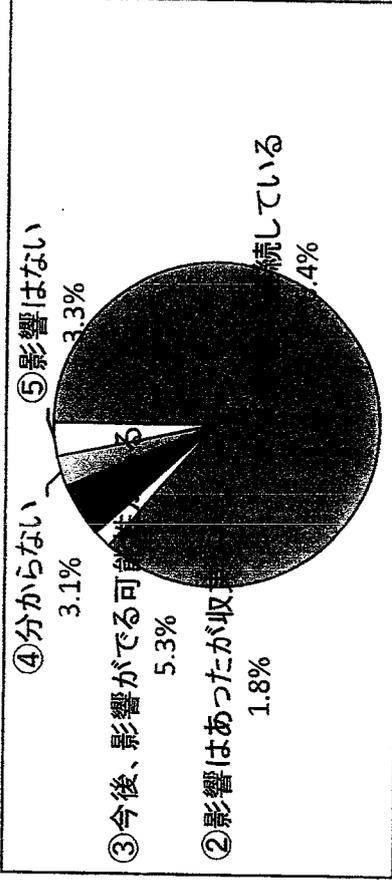
※これまで実施してきました「新型コロナウイルス感染症等に伴う事業者の影響調査」(最終調査：令和5年2月末)を、令和5年度から、「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査」として、四半期毎(5月末、8月末、11月末及び2月末)に実施することとしたものです。

岩手県商工労働観光部経営支援課

## Q2 エネルギー価格・物価高騰等による貴社の経営への影響はありますか

- 1 「①影響が継続している」が86.4%、「③今後、影響がでる可能性がある」が5.3%、合計91.7%が影響ありと回答している。
- 2 業種別では「①影響が継続している」が運輸業96.4%、飲食業95.7%、宿泊業94.4%、小売業92.3%と9割超となっている。

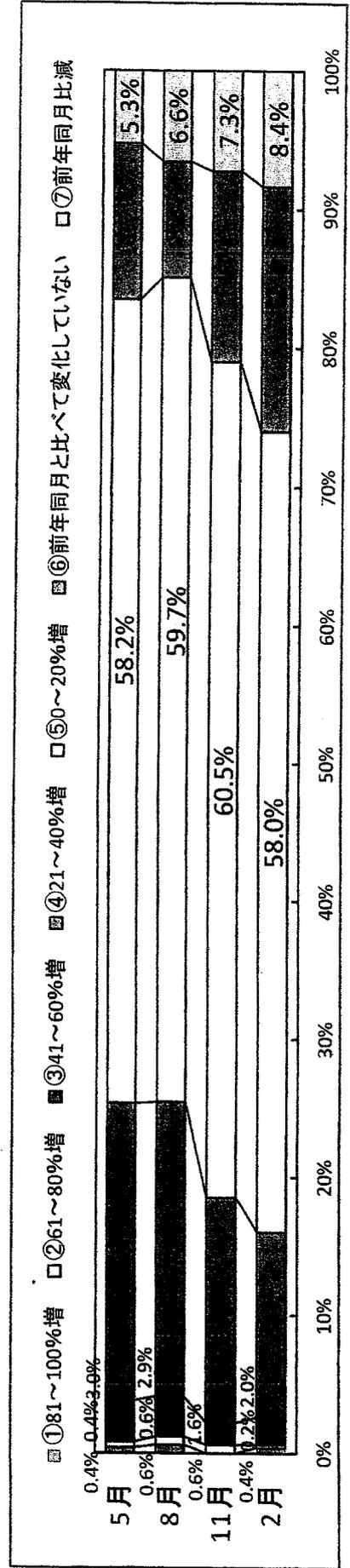
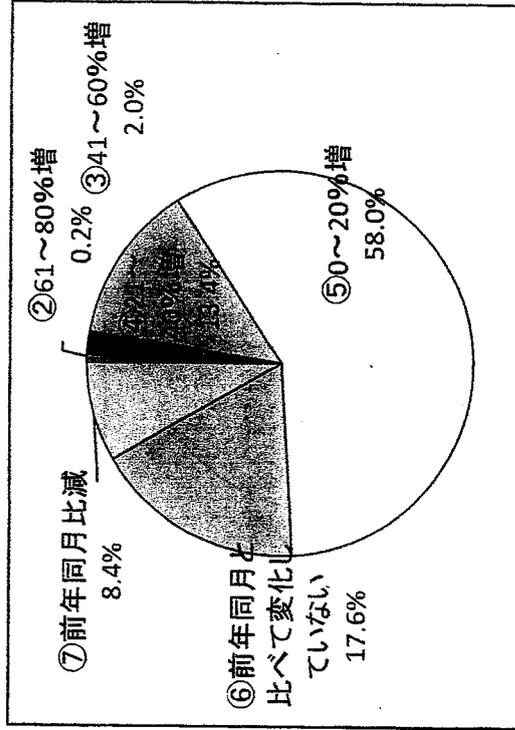
項目	回答数	割合
①影響が継続している	440	86.4%
②影響はあったが収束した	9	1.8%
③今後、影響がでる可能性がある	27	5.3%
④分からない	16	3.1%
⑤影響はない	17	3.3%
合計	509	100.0%



### Q3 貴社では、令和6年2月の売上原価は、前年の同月と比較して増加していますか

- 1 「⑤0～20%増」が58.0%と最も多く、「④21～40%増」が13.4%で、0～40%増と回答した割合は71.4%となっている。
- 2 「⑥前年同月と比べて変化していない」「⑦前年同月比減」の合計の割合が前回21.0%から5.0ポイント増加しており、一部改善傾向にある。
- 3 業種別では、飲食業、宿泊業、サービス業、小売業、卸売業、建設業、運輸業において、前回と比べて売上原価の改善傾向が見られる。

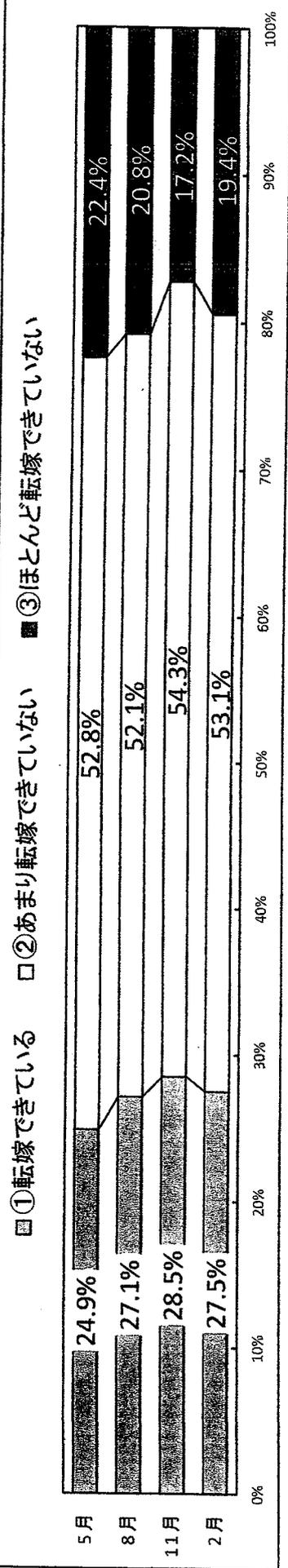
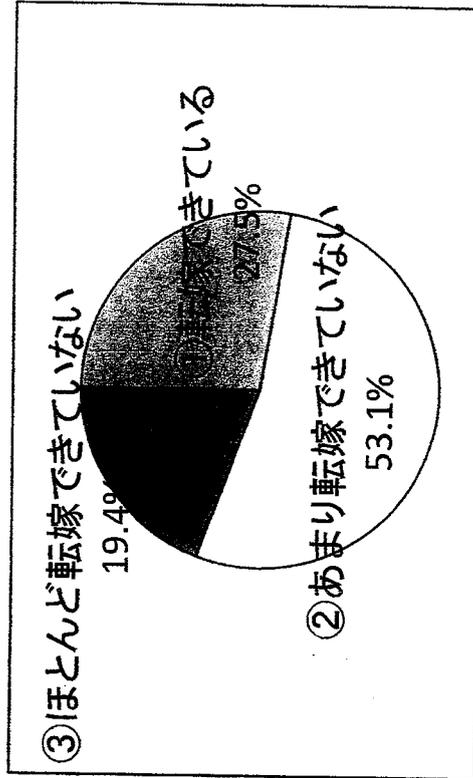
項目	回答数	割合
①81～100%増	2	0.4%
②61～80%増	1	0.2%
③41～60%増	10	2.0%
④21～40%増	67	13.4%
⑤0～20%増	290	58.0%
⑥前年同月と比べて変化していない	88	17.6%
⑦前年同月比減	42	8.4%
合計	500	100.0%



## Q4 貴社では、必要な価格転嫁をできていますか

- 1 「②あまり転嫁できていない」が53.1%、「③ほとんど転嫁できていない」が19.4%となっており、前回より1.0ポイント増加し、72.5%が必要な価格転嫁ができていないと回答している。
- 2 「②あまり転嫁できていない」「③ほとんど転嫁できていない」の割合が高かった業種は、飲食業87.0%、運輸業82.2%、建設業76.8%となっており、サービス業において、「①転嫁できている」の割合が前回の35.3%から7.5ポイント減少しており、価格転嫁が進んでいない傾向にある。
- 3 一方で、小売業は「①転嫁できている」が39.1%と比較的高い水準を維持し、製造業は前回の32.0%から2.8ポイント増加し、「価格転嫁が進んでいる状況も見られる。

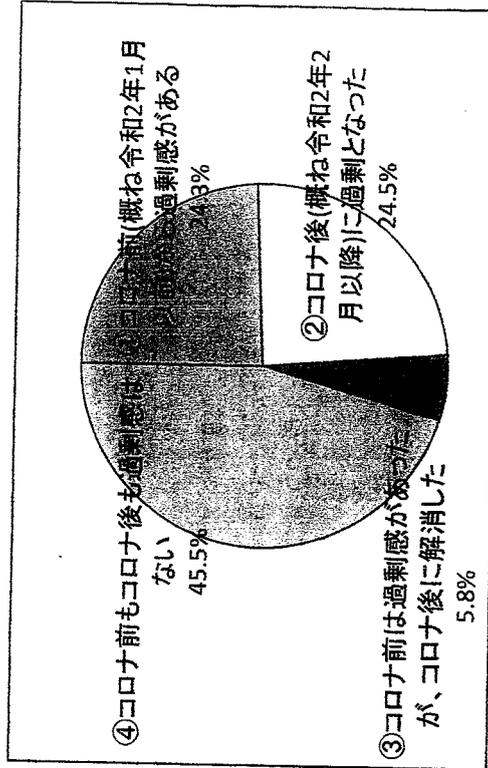
項目	回答数	割合
①転嫁できている	138	27.5%
②あまり転嫁できていない	266	53.1%
③ほとんど転嫁できていない	97	19.4%
合計	501	100.0%



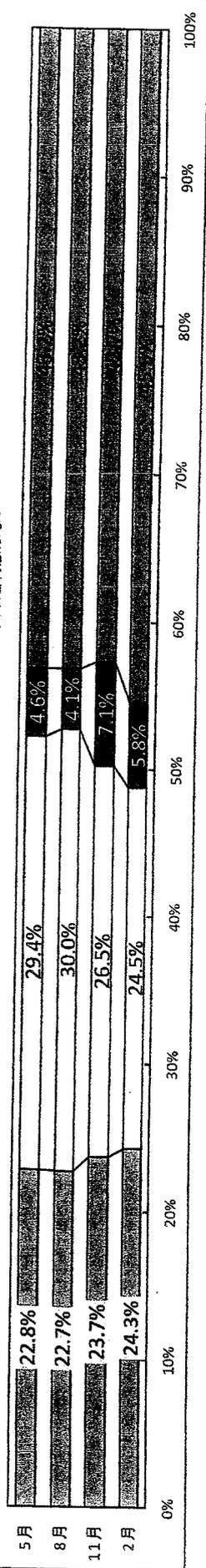
## Q5 貴社では、債務の過剰感を感じていますか

- 1 「①コロナ前(概ね令和2年1月以前)から過剰感がある」が24.3%、「②コロナ後(概ね令和2年2月以降)に過剰となった」が24.5%となっており、48.8%が現在も債務の過剰感を感じていると回答している。
- 2 一方、「②コロナ後(概ね令和2年2月以降)に過剰となった」が前回26.5%から2.0ポイント減少し、改善傾向も見られる。
- 3 業種別としては、卸売業は「②コロナ後(概ね令和2年2月以降)に過剰となった」の割合が前回26.7%から10.0ポイント減少し、改善傾向にある。
- 4 飲食業は「②コロナ後(概ね令和2年2月以降)に過剰となった」の割合の合計が前回42.6%から今回40.0%と高止まりしており、コロナ収束後もエナジー・物価高騰等の影響を受け、引き続き債務の過剰感を感じている事業者が多い。

項目	回答数	割合
①コロナ前(概ね令和2年1月以前)から過剰感がある	122	24.3%
②コロナ後(概ね令和2年2月以降)に過剰となった	123	24.5%
③コロナ前は過剰感があったが、コロナ後に解消した	29	5.8%
④コロナ前もコロナ後も過剰感はない	229	45.5%
合計	503	100.0%



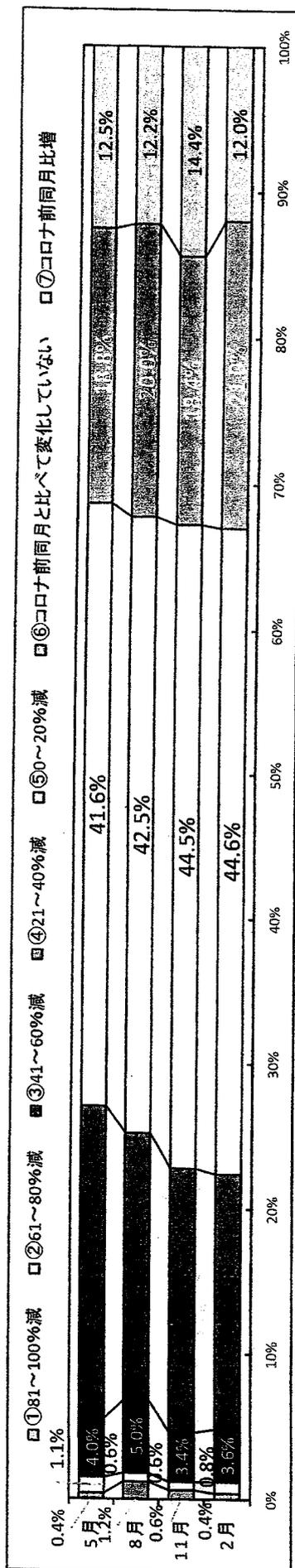
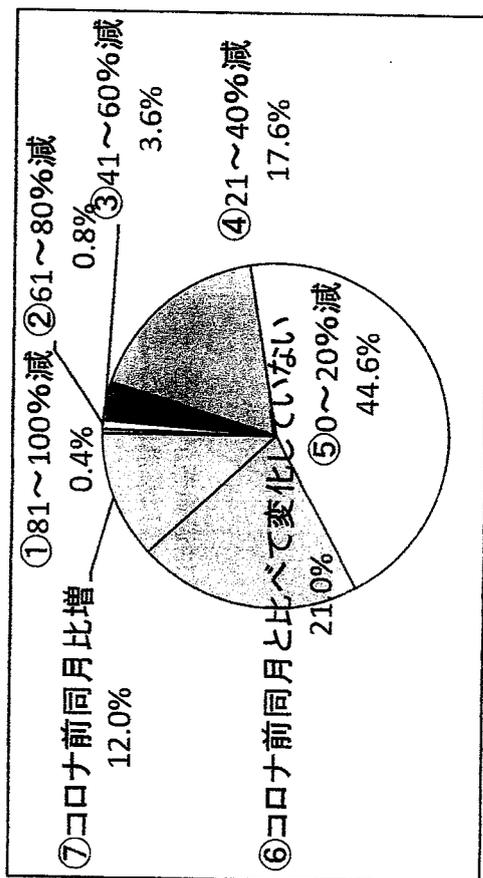
①コロナ前(概ね令和2年10月以前)から過剰感がある  
 ②コロナ後(概ね令和2年11月以降)に過剰となった  
 ③コロナ前は過剰感があったが、コロナ後に解消した  
 ④コロナ前もコロナ後も過剰感はない



## Q6 貴社では、令和6年2月の売上が、コロナ前の同月と比較してどう変化しましたか

- 「⑤0～20%減」が44.6%と最も多く、「④21～40%減」が17.6%となっていると回答した割合は62.2%となっており、影響が続いている状況にある。
- 一方、「⑥コロナ前同月と比べて変化していない」が21.0%、「⑦コロナ前同月比増」が12.0%と、コロナ前同月と比較して売上は減少していないと回答した事業者は33.0%であり、事業者間で差が生じている状況にある。
- 業種別では、宿泊業、飲食業、建設業は売上減の割合が増加し、状況の悪化が見られる。
- なお、サービス業、小売業、卸売業は、「コロナ前同月増」が増加していることから、若干の改善傾向が見られる。

項目	回答数	割合
①81～100%減	2	0.4%
②61～80%減	4	0.8%
③41～60%減	18	3.6%
④21～40%減	88	17.6%
⑤0～20%減	223	44.6%
⑥コロナ前同月と比べて変化していない	105	21.0%
⑦コロナ前同月比増	60	12.0%
合計	500	100.0%

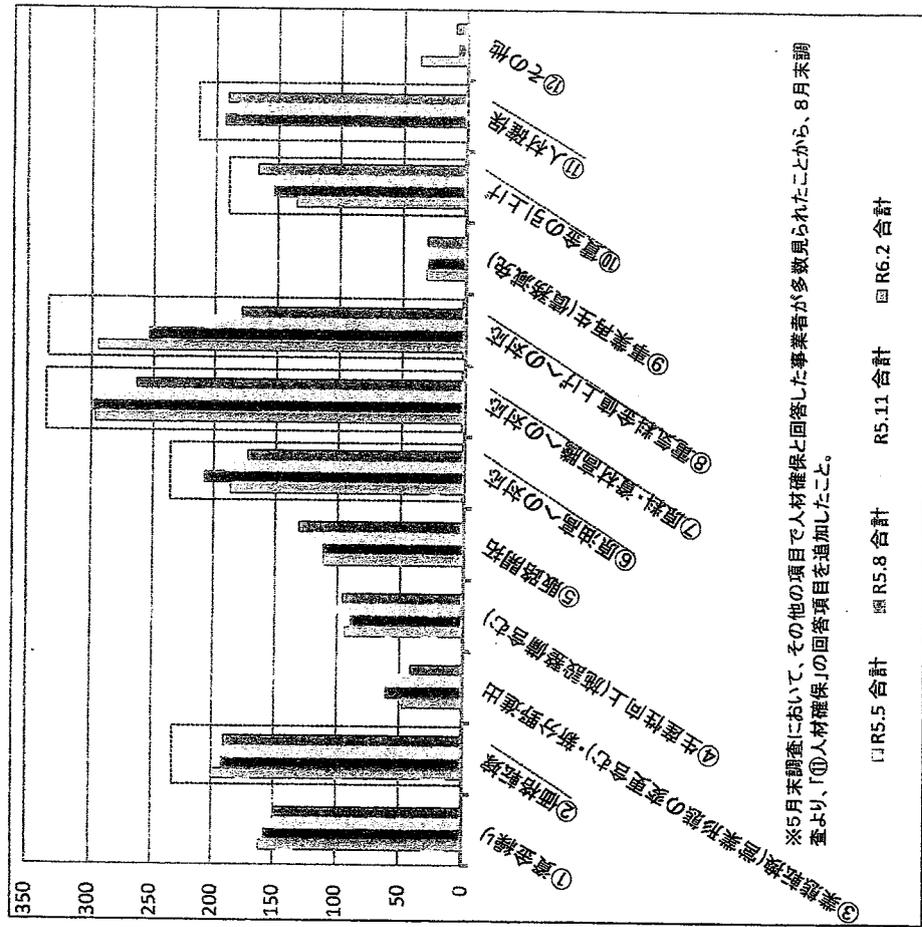


**Q7 現在の経営課題についてお聞かせください(複数回答可)**

- 1 全体として、「⑦原料・資材高騰への対応」が51.2%、「②価格転嫁」が37.0%、「⑪人材確保」が37.0%となり、物価高騰等の影響を経営課題としている事業者が多い状況にあり、物価高騰や賃上げを背景とした適切な価格転嫁が課題となっている。
- 2 次に「⑥原油高への対応」が33.5%、「⑩賃金の引上げ」も32.2%と高い割合となり、人材確保や価格転嫁、賃上げへの対応が事業者にとって課題となっている状況にある。
- 3 なお、「⑧電気料金値上げへの対応」は、前回40.3%から12.5ポイント減少し、一部改善傾向にある。

項目	全体	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他
①資金繰り	150 29.1%	32 45.1%	15 41.7%	17 23.0%	28 30.1%	8 26.7%	19 27.1%	14 20.3%	9 31.0%	8 18.2%
②価格転嫁	191 37.0%	34 47.9%	14 38.9%	28 37.8%	33 35.5%	11 36.7%	31 44.3%	19 27.5%	8 27.6%	13 29.5%
③業態転換(営業形態の変更含む)・新分野進出	42 8.1%	9 12.7%	3 8.3%	6 8.1%	5 5.4%	3 10.0%	5 7.1%	2 2.9%	4 13.8%	5 11.4%
④生産性向上(施設整備含む)	96 18.6%	9 12.7%	9 25.0%	14 18.9%	12 12.9%	5 16.7%	27 38.6%	11 15.9%	5 17.2%	4 9.1%
⑤販路開拓	131 25.4%	9 12.7%	6 16.7%	23 31.1%	29 31.2%	14 46.7%	22 31.4%	14 20.3%	6 20.7%	8 18.2%
⑥原油高への対応	173 33.5%	26 36.6%	13 36.1%	26 35.1%	22 23.7%	9 30.0%	27 38.6%	21 30.4%	21 72.4%	8 18.2%
⑦原料・資材高騰への対応	264 51.2%	51 71.8%	18 50.0%	24 32.4%	40 43.0%	12 40.0%	49 70.0%	44 63.8%	11 37.9%	15 34.1%
⑧電気料金値上げへの対応	179 34.7%	34 47.9%	19 52.8%	24 32.4%	30 32.3%	7 23.3%	32 45.7%	12 17.4%	5 17.2%	16 36.4%
⑨事業再生(債務減免)	31 6.0%	8 11.3%	4 11.1%	4 5.4%	3 3.2%	1 3.3%	4 5.7%	4 5.8%	3 10.3%	0 0.0%
⑩賃金の引上げ	166 32.2%	20 28.2%	10 27.8%	31 41.9%	22 23.7%	4 13.3%	28 40.0%	23 33.3%	14 48.3%	14 31.8%
⑪人材確保	191 37.0%	20 28.2%	15 41.7%	28 37.8%	21 22.6%	9 30.0%	27 38.6%	36 52.2%	19 65.5%	16 36.4%
⑫その他	10 1.9%	1 1.4%	1 2.8%	0 0.0%	4 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.9%	0 0.0%	2 4.5%
合計	1,624	253	127	225	249	83	271	202	105	109

※回答割合の分母は、回答事業者の合計(G1の表)であるもの。



※5月末調査において、その他の項目で人材確保と回答した事業者が多数見られたことから、8月末調査より、「⑩人材確保」の回答項目を追加したこと。

□ R5.5 合計    ■ R5.8 合計    ▨ R5.11 合計    ▩ R6.2 合計

定 雇 第 180 号

令和 6 年 5 月 29 日

岩手労働局長  
岩手地方最低賃金審議会長 } 様

岩手県知事 達増 拓也

## 令和 6 年度岩手県最低賃金の改正等について

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、本県では人口の社会減が続いており、特に 18 歳の進学・就職期、22 歳前後の就職期の転出が顕著となっています。

地域経済を持続的に発展させていくためには、将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性にとって魅力ある職場づくりの推進が求められており、また、県民一人ひとりが、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現を図っていく必要があります。

しかしながら、令和 5 年度の岩手県最低賃金の改正では、国の中央最低賃金審議会が答申した目安額どおり 39 円プラスされたものの、全国で単独の最下位となり、都市部のみならず隣県との格差が生じております。

全国的に人口減少が急速に進展し産業人材の確保が大きな課題となる中、本県の優秀な人材が安心して県内に定着し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができるよう、最低賃金が全国最下位であるという現状を勘案いただき、地域別最低賃金の改正に向け、十分な御議論を賜りますようお願い申し上げます。

## 令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年3月31日時点

	令和5年										令和6年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	5	6	29	92	110	152	90	67	107	117	26	84	885	
02 青森	3	9	6	5	8	46	19	30	41	62	3	11	243	
03 岩手	3	0	2	9	24	43	15	53	60	47	4	20	280	
04 宮城	9	5	2	9	25	60	29	43	32	49	4	31	298	
05 秋田	0	1	0	7	15	24	17	18	22	15	4	10	133	
06 山形	2	2	2	6	16	41	18	28	44	34	4	13	210	
07 福島	2	5	6	6	30	36	32	52	50	73	4	20	316	
08 茨城	0	8	5	8	43	38	41	34	41	46	2	19	285	
09 栃木	1	2	5	12	22	27	24	44	35	60	9	17	258	
10 群馬	4	5	4	7	24	45	28	40	46	60	6	24	293	
11 埼玉	3	5	7	6	44	92	50	46	56	96	10	50	465	
12 千葉	8	2	17	6	67	86	47	48	52	80	10	37	460	
13 東京	16	32	29	47	127	173	116	133	177	280	42	163	1,335	
14 神奈川	19	15	22	30	86	129	61	93	106	118	8	51	738	
15 新潟	6	5	12	14	53	76	24	76	83	62	5	20	436	
16 富山	0	5	3	6	16	33	14	34	21	24	0	14	170	
17 石川	6	8	6	12	24	62	26	31	50	39	2	12	278	
18 福井	7	5	9	7	26	90	40	39	23	43	1	11	301	
19 山梨	1	5	4	10	21	20	16	27	22	22	1	10	159	
20 長野	7	7	9	10	23	67	21	36	40	44	9	18	291	
21 岐阜	2	4	9	20	25	61	61	51	48	52	8	18	359	
22 静岡	1	6	17	17	69	89	46	75	102	93	11	44	570	
23 愛知	14	31	46	69	192	276	211	230	143	248	22	107	1,589	
24 三重	2	1	7	7	30	37	47	40	51	53	0	21	296	
25 滋賀	7	6	15	12	18	70	25	48	39	77	3	20	340	
26 京都	6	3	12	11	21	53	34	44	63	92	5	35	379	
27 大阪	15	27	43	57	175	260	107	154	223	304	34	130	1,529	
28 兵庫	8	11	17	45	83	108	152	138	135	151	17	49	914	
29 奈良	3	0	4	4	29	39	29	30	41	39	8	17	243	
30 和歌山	4	2	3	9	27	38	27	25	27	20	1	14	197	
31 鳥取	3	4	2	3	20	67	20	30	16	53	0	5	223	
32 島根	0	2	3	4	7	53	13	26	22	35	1	8	174	
33 岡山	1	7	16	21	47	86	45	67	52	53	2	27	424	
34 広島	6	8	10	17	64	125	59	55	68	61	5	30	508	
35 山口	0	7	8	6	31	58	41	47	42	56	6	15	317	
36 徳島	1	2	3	10	18	43	6	24	15	30	2	8	162	
37 香川	2	1	2	2	38	107	16	29	27	28	3	10	265	
38 愛媛	2	1	2	2	19	63	28	32	34	61	6	13	263	
39 高知	3	5	3	9	53	62	17	37	27	20	2	2	240	
40 福岡	7	23	15	21	94	274	84	108	117	158	14	71	986	
41 佐賀	4	4	2	3	7	53	54	31	58	42	4	25	287	
42 長崎	1	9	3	6	12	40	30	34	47	44	2	12	240	
43 熊本	3	6	10	9	25	79	38	36	50	107	9	15	387	
44 大分	0	4	7	6	17	86	19	59	45	56	4	22	325	
45 宮崎	0	1	3	8	17	37	28	27	31	30	5	3	190	
46 鹿児島	6	4	8	1	11	34	10	37	29	37	3	2	182	
47 沖縄	12	8	5	14	13	31	36	42	52	79	6	18	316	
合計	215	319	454	702	1,966	3,669	2,011	2,528	2,712	3,450	337	1,376	19,739	

